

助成要綱第3条（6）

認可外保育施設助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

奈良県共同募金助成要綱第3条（6）に規定する事業について、同要綱に規定する事項の他、本事業を円滑に実施するため必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

地域の子育て支援の充実を図るため運営されている認可外保育施設(病院、株式会社等の事業所内の施設、株式会社等営利団体が運営する施設は除く)の整備等に対し、NHK 歳末たすけあい募金の趣旨に沿った助成を行い、地域福祉の向上に資することを目的とする。

2 助成対象施設要件

- (1) 代表者の氏名及び事務所の所在地が明確であること。
- (2) 規約及び構成員名簿が整備されていること。
- (3) 適正な経理事務がおこなわれていること。
- (4) 事業の実施に必要な資金の確保が困難であること。

3 助成対象事業

- (1) 施設に通所するこどもの福祉の向上に資する設備整備事業
設備・備品の新規・更新・改修等の整備費で緊急性の高いもの。
- (2) 新たに休日保育等を実施する施設支援事業
 - ア 休日保育・24時間保育・夜間保育の実施に必要な人件費
 - イ 入園児の増員を図るために必要な人件費※ア・イとも3年を対象限度とする。
- (3) 対象外施設において、地域で他のサービス提供が期待できない場合の本会が必要と認めた事業

4 助成対象とならない事業

- (1) 政党、宗教、組合等の関係者に限られている事業
- (2) 公的、または民間助成をうけている事業

5 助成対象事業費

3項の事業を実施するために必要な経費とする。但し、事業実施に際しての利用者負担等及び、次の各号に該当する経費は対象外とする。

- (1) 事業目的以外の食糧費
- (2) 職員(保母は除く)の人件費・旅費等

6 助成対象事業の選定方針

- (1) 事業の必要性・緊急性・先駆性を考慮して助成対象を選定する。
- (2) 共同募金から過去に助成を受けていない団体を優先する。

7 助成率及び助成限度額

助成率は助成対象事業費の4分の3以内（千円未満切り捨て）とし、助成額は50万円を限度とする。

8 その他

この要領に定める事項の他、助成金交付に関する取り扱いについて必要な事項については、別に定める。

付則 この助成要領は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この助成要領は、平成29年7月1日から施行する。